

熊 野 市 農 業 委 員 会

第 27 回 総 会

平成 29 年 5 月 10 日

第27回熊野市農業委員会総会議事録

日 時 平成29年5月10日(水)

午前 9時22分～

場 所 熊野市市民会館

南大会議室

(出席委員)

会 長 仲 森 廣 光

委 員

多 川 進 坂 口 輝 之 山 本 肇 井 谷 雄 二

原 田 稔 夫 森 岡 正 樹 松 田 良 広 岡 田 住 夫

室 谷 政 輝 松 本 源 一 榎 本 満 栗 原 清 志

杉 谷 俊 毅 増 田 幸 美 山 口 政 高 辻 本 浩 規

福 岡 淳 史 浦 坪 昇 小 瀬 功 栗 須 幹 生

(欠席委員) 大 江 愛 久 大 橋 秀 行 福 山 康 子

(事務局) 事務局長 吉井敬幸 農政係長 鈴木 健 係 竹原千名

会議次第

1. 議事

第1号議案 農地法第3条許可審議の件

第2号議案 農地法第5条許可審議の件

承認事項 (1) 農業経営基盤強化促進法による利用権設定について

(2) 非農地証明願いについて

そ の 他

議 長 皆様おはようございます。委員各位におかれましては、ご多忙の中ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。ただいまの出席委員は、21名であります。欠席の届出は、9番大江委員、18番大橋委員、24番福山委員から出されております。

定足数に達しておりますので、ただいまから熊野市農業委員会第27回総会を開会いたします。

最初に議事録署名委員の指名についてであります。熊野市農業委員会総会会議規則第10条第3項に議長が指名するとなっておりますので、5番原田委員、6番森岡委員の2名を指名いたします。よろしく願いいたします。

それでは、ただいまから議事に入ります。事務局に総括表の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 第27回総会総括表。3条所有権の移転は、1件で田1,060㎡、計1,060㎡でございます。5条所有権の移転は、2件で田1,334㎡、畑396㎡、計1,730㎡でございます。承認事項といたしまして、農業経営基盤強化促進法による利用権の設定は、4件で田7,908㎡、畑4,687㎡、計12,595㎡でございます。非農地証明願いは、1件で田1,037㎡、計1,037㎡でございます。合計は、8件で田11,339㎡、畑5,083㎡、総合計は、16,422㎡でございます。以上です。

議 長 第1号議案農地法第3条の規定による所有権の移転許可申請につきまして提案いたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、五郷町寺谷字大田■■■■番、台帳田、現況休耕、面積535㎡、外計3筆、1,060㎡でございます。譲渡人は、五郷町寺谷■■■■さん。理由は、高齢により農業が困難となったためということでございます。譲受人は、奈良県吉野郡下北山村■■■■さん。所有面積、耕作面積とも193aです。農作業歴は、13年です。通作距離は自宅より15kmです。世帯員等従事者は、一人です。理由は、農業経営規模拡大し、茶栽培をするということでございます。

第1号議案の1番については、申請書の内容等書類審査において農地全ての効率的利用等農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えております。現地の説明については、地元委員より

お願いいたします。以上です。

議長 ただいまの第1号議案につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。所有権移転の1番について、五郷町お願いいたします。

17番（増田委員） 17番、増田です。

第1号議案の1番についてご説明申し上げます。

現地は、寺谷のJAはたるの郷前で、譲渡人の■■■さんは、高齢のため耕作が困難になってきたということで、譲受人を探していたところ、以前から近隣の遊休農地を茶畑として再生している下北山村の■■■さんと譲渡の話がまとまったとのことです。6日に現地において聞き取りをさせていただきました。譲受人の■■■さんは既に1万3千本余りの茶の苗木を植えており、以前五郷町内で求めた農地も申請に沿って適切に活用管理されており、お茶栽培の経営規模拡大のための申請であるとのことです。申請農地3筆と過去に申請により取得して植栽している農地と合わせて約3万本栽培する予定でございます。なお、今後の耕作計画ですが、今回申請した農地は保全管理が非常に良いため、来年春以降順次植栽をしていくということです。譲受人の耕作意欲も強く、地元委員としてこの案件につきましては、何ら問題ないと思いますので、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長 第1号議案につきましては、地元委員さんからは、許可については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきまして、ご意見があれば発言をお願いいたします。

22番（浦坪委員） 22番、浦坪です。

■■■さんは1町9反程耕作面積でやられておりますが、取得してから3年、4年を経過している。お茶の販売はされているのでしょうか。

17番（増田委員）

従事される方は、地元の人を雇用したり、2人の娘さんと本人で作業をしておられます。販売計画は、娘さんがやっておられるレストランでの販売、インターネットを通じた販売、あるいは番茶ではなくウーロン茶など工夫して販路を拡大したいという考えをお持ちです。

議長 他にありませんか。

特にご意見もないようですのでお諮りいたします。第1号議案農地法第3条の規定による所有権の移転許可申請につきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議なしとのことですので、第1号議案につきましては、原案を承認することと決定いたします。

次に、第2号議案農地法第5条の規定による農地転用の許可申請につきまして、知事に意見を附するため提案いたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。それでは、事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、久生屋町字西地■■■■番■■■、台帳田、現況休耕、面積545㎡外計3筆、1,334㎡でございます。譲渡人は、大阪府堺市■■■■さん。譲受人は、尾鷲市■■■■さん。転用の目的・施設の内容等ですが、建売分譲用地で5区画、847.72㎡、建築面積が251.73㎡、進入路及び水路敷が349.85㎡、盛土法面全体面積が136.43㎡でございます。添付書類といたしまして位置図、現況図、土地利用計画図、建築確約書、■■■■さん、■■■■さんの同意書、始末書、資金証明書、法人登記事項証明書、定款の写し、公図、土地登記事項証明書が添付されております。

2番久生屋町字平見平■■■■番■■■、台帳畑、現況休耕、面積26㎡外計2筆、396㎡でございます。譲渡人は、岐阜県海津市■■■■さん。譲受人は、和歌山県新宮市■■■■さん。転用の目的・施設の内容等ですが、資材置場用地で、碎石255.13㎡、建設機械バックホウ2機置き場ということでございます。添付書類といたしまして位置図、現況図、土地利用計画図、誓約書、■■■■さん、■■■■さん、岩本和久さんの同意書、資金証明書、定款の写し、法人登記事項証明書、公図、土地登記事項証明書が添付されております。

第2号議案の1番、2番につきましては、申請書に記載された内容等書類審査及び現地調査の結果から、転用事業の確実性等農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えております。現地の説明については、地元委員よりお願いいたします。以上です。

議 長 ただいまの第2号議案につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。1番及び2番について、久生屋町お願いいたします。

7番 (松本委員) 12番、松本です。

第2号議案の1番、2番について説明させていただきます。

1 番の転用の目的は、ただいま事務局から説明のあったとおりで、譲受人の [] さんが、譲渡人の [] さんから建売 5 軒分住宅を目的として買い受けるものであります。この農地につきましては、休耕しておりましたが、交通の便もよくまた津波の心配もないとのことで、このたび、尾鷲にある [] が購入することとなりました。現地は案内図にありますように、久生屋町内の市営住宅久生屋団地からオレンジロードを有馬側に 100m ほど行った道路沿いにあります。周囲は、山側はみかん畑になっていますが、申請地の方が低くなっており、御浜側には住宅地と有馬側については宅地で、申請地の方が低くなっております。このため排水も問題はなく、周辺農地への影響はないものと思います。隣接農地についての同意も取れております。始末書については、測量をする必要から生い茂っていた樹木などを切り出して整地していたということで、[] から提出を確認しておりますので、この案件につきましては、地元委員として何ら問題ないと思いますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

次に 2 番について説明させていただきます。2 番の転用の目的は、先ほど事務局より説明があったとおりで、譲受人の [] が譲渡人の [] さんから砂利等の資材置場を目的として買い受けるものであります。この農地は現在休耕で宅地に面しており、宅地とともに一体利用するというので、新宮市にある [] が事業拡大に伴い事業の効率化と利便性を図るため、熊野市内で資材置場を探していたということで、このたびこの土地を譲り受けることとなりました。現地は焼き肉ヒロヤ付近久生屋北交差点から有馬側に 200m ほど行ったオレンジロード沿いの海側にあります。海側と久生屋側は畑となっていますが、申請地の方が低くなっています。前面はオレンジロードに面しており、南側も市道に接しております。このことから周辺農地への影響はないものと思います。隣接農地についての同意も取れております。ダンプカーの出入りも予想され、交通量も多いため、細心の注意をお願いしております。この案件につきましては、地元委員として何ら問題ないと思われますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議 長 第 2 号議案につきましては、地元委員さんからは許可については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につつま

して、ご意見があれば発言をお願いいたします。

(なし)

議長 ありませんか。

特にご意見もないようですので、農地部会長さん何かご意見があれば発言をお願いいたします。

農地部会長（多川委員） 1番、多川です。

地元委員の言うとおりで、何も言うことはございません。

議長 農地部会長さんからは、特に問題がないとのことですのでお諮りいたします。第2号議案農地法第5条の規定による農地転用の許可申請につきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしとのことですので、第2号議案につきましては原案を承認することと決定し、その旨の意見を附し知事に進達することといたします。

次に、承認事項1農業経営基盤強化促進法による利用権の設定についてを議題といたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

それでは、事務局に議題の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、金山町字上大長田■■■■番■■■、台帳田、現況畑、面積1,106㎡外計6筆3,121㎡でございます。利用目的といたしましては、柑橘栽培をするということでございます。権利の種類は、使用貸借権の設定です。貸渡人は、金山町■■■■さん。借受人は、金山町■■■■さん。取り扱いは、熊野市農地銀行金山支店。期間は、公告の日から3年間で新規設定ということでございます。

2番、金山町字大高見■■■■番■■■、台帳畑、現況畑、面積1,209㎡外計5筆4,687㎡でございます。利用目的といたしましては、柑橘栽培をするということでございます。権利の種類は、使用貸借権の設定です。貸渡人は、金山町■■■■さん。借受人は、松阪市公益財団法人三重県農林水産支援センター理事長林敏一。取り扱いは、熊野市農地銀行金山支店。期間は、公告の日から10年間で新規設定ということでございます。次のページをお開きください。

3番、金山町字古屋■■■■番■■■、台帳田、現況田、面積1,866㎡でございます。利用目的といたしましては、水稻栽培をするということでございます。権利の種類は、使用貸借権の設定です。貸渡人は、金山町■■■■さん。

借受人は、松阪市公益財団法人三重県農林水産支援センター理事長林敏一。取り扱いは、熊野市農地銀行金山支店。期間は、公告の日から3年間で新規設定ということでございます。

4番育生町長井字渡上■■■■番、台帳田、現況田、面積366㎡外計5筆2,921㎡でございます。利用目的といたしましては、水稻栽培をすることでございます。権利の種類は、使用貸借権の設定です。貸渡人は、育生町長井■■■■さん。借受人は、松阪市公益財団法人三重県農林水産支援センター理事長林敏一。取り扱いは、熊野市農地銀行育生支店。期間は、公告の日から5年間で新規設定ということでございます。

承認事項1の1番については、農地の全ての効率的利用等、農作業常時従事など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。2番、3番、4番については、農業経営基盤強化促進法第18条、19条、20条に基づく農用地利用集積計画の公告による利用権の設定により、農地中間管理機構が農地中間管理事業の推進に関する法律第2条の規定による農地中間管理権を取得するものであります。現地の説明については、地元委員よりお願いいたします。以上です。

議長 ただいまの承認案件につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。1番から3番について、金山町お願いいたします。

16番(榎本委員) 13番、榎本です。

承認事項1の1番について説明させていただきます。

貸渡人■■■■さんは93歳の高齢で、体調を崩し家の中で療養している状況でございます。借受人の■■■■さんは多くの柑橘栽培をしておられる方です。現地は久保力さん宅のすぐ裏でございます。■■■■さん宅より徒歩2分の近隣であり、耕作していただけるとのことでございます。この案件につきましては、地元委員として何ら問題ないと思われまますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

続きまして、2番、3番について一括で説明させていただきます。

貸渡人■■■■さんは平成29年3月に農地中間管理機構へ貸付の申し込みをしていたものです。このため、農地中間管理機構が借り受することとなったため、利用権の設定をするものでございます。2番の現地は金山久生屋分団より、市道栗原方面へ約200mのぼった北東方向の高台に位置するものでございます。3番の現地は古屋地区で、金山パイロットファーム事務所より

市道古屋集落方面へ50メートルほど入ったところで、三差路の道端に位置するものでございます。今回農地中間管理機構への預け入れができることになりましたので、地元委員として何ら問題ないと思われまますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。以上です

議長 次に、4番について、育生町お願いいたします。

20番（辻本委員） 20番、辻本です。

承認事項4番について説明させていただきます。申請の理由は、先ほど事務局より説明があったとおりです。場所は育生町の川畑ガソリンスタンドから県道紀和町西山方面に200mほど行きましたら高千穂橋があり、その上から見下ろしますと川上の川沿いに住宅、水田があります。貸渡人の■■■さんは、この3月に農地中間管理機構への貸付けの申し込みをしておりました。このたび農地中間管理機構が借受けすることになったため、利用権を設定するものであります。夫が亡くなってから■■■さんが田を耕作しておりましたが高齢また体が弱いため、近年は保全管理ということで、シルバー人材センターに委託し、草刈等をして管理しておりました。今回農地中間管理機構への預け入れができることとなりましたので、地元委員としては、何ら問題はないと思います。ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

議長 ただいまの承認事項1につきましては、地元委員さんからは、承認については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきましてご意見があれば発言をお願いします。

22番（浦坪委員）

承認事項2番、3番、4番ですが、農地中間機構に預かってもらうということですが、新規設定しておのこの期間が10年3年5年という期間設定がされております。気になるのが、みかんの関係についてのことですが、中間管理機構が預かって、直接経営するわけではないと思いますが、誰に経営委託するのですか。

農政係長 農業振興課では、すでに経営していただける相手方は決まっている状況でございます。

22番（浦坪委員）

もう一つ気になることは、育生町長井2反9畝の田を管理機構が引き受けるということですが、これも誰かに委託するという話は進んでいるということですか。

農政係長 そのとおりで、話は進んでおります。

22番（浦坪委員）

熊野市としては、中間管理機構で預かってもらうということのはじめてのケースですか。

議長 管理機構は、買い手がない場合は原則受けない。預かってほしいと希望しても見込みがない場合は預からない。

22番（浦坪委員）

中間管理機構から借りられ方の斡旋が事前にあったわけですね。

農政係長 はいそうです。

22番（浦坪委員）

先ほども申しましたけど、期間設定が10年3年5年というばらつきが気になります。以上です。

議長 他にございませんか。

15番（栞原委員）

中間管理機関の預かる期間というのは10年間ではないのですか。1年、5年とかいうことはありますか。

農政係長 基本は10年ですが、申出者の方の希望もあり、最近では単年度の期間の設定も出てきております。簡単に借りてくれない状況で、かなり条件が良くないと農地中間管理機構は借り入れをしていただけません。10年としますと借りられる農地が少なくなるため、実績も上げるということもあり、単年度の期間も出てきております。

15番（栞原委員）

中間管理機関に預けた場合、基盤整備として耕地整備をすることになるが、そのお金は地主からもらわないで、独自にやるという制度ができたと聞いたが、そういうことはあるのですか。

農政係長 以前から言われておりますが、耕地整備したとしてもその部分にかかる費用を賃料として上乗せをし、借主の方から取るということです。

15番（栞原委員）

取らないような制度ができた聞いたがそうではないのですね。

17番（増田委員）

中間管理機構で整地をするために投資したお金は、借受人から賃料として徴収するというお話でしたけれど、私も以前そのことは緩和されたという

ことを聞いた気がします。中間管理機構に貸してもなかなか借り手がない状況で、かなりの金額を払ってまで借りるといふ人は非常に少ないと思っておりますので、次回の総会で解ればもう一度どんな条件によって賃料が免除されるか、あるいは軽減されるということがあれば、説明いただくということでどうでしょうか。

農政係長 はい、確認して次回の総会で報告させていただきます。

議長 他にございませんか。

それでは提案されております件については、ご異議なしとのことですので、承認事項1につきましては、原案を承認することと決定いたします。

次に、承認事項2非農地証明願いについてを議題といたします。よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

それでは、事務局に議題の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、遊木町字沢ノ口■■■■番、台帳田、現況山林、面積327㎡外計2筆1,037㎡でございます。出願者は愛知県名古屋市■■■■さん、転用時期、理由、施設の内容、添付書類ですが、平成5年に願出人が田としての管理が困難なため植林したということです。添付書類といたしまして、現況図、平成6年撮影航空写真、現況写真、公図、土地登記事項証明書が添付されております。承認事項2については、申請書に記載された内容等、書類審査及び現地調査の結果、現地は農振農用地区域外であり、樹齢が20年以上経過していることから、承認要件を満たしていると考えております。現地の説明については、地元委員よりお願いいたします。以上です。

議長 ただいまの承認案件につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。1番について、新鹿町お願いいたします。

2番（坂口委員） 2番、坂口です。

承認事項2の非農地証明願いについて説明させていただきます。

転用等については、先ほど事務局より説明があったとおりでございます。5月1日に、農地部会長、副会長、事務局、地元委員で現地調査を実施しました。現地は遊木地区にありまして、休校している遊木小学校の裏側から小さな川に沿って300mほど登ったところにあります。願出人の■■■■さんは、平成5年に購入しましたが、田としての管理が困難であったため、植林をしたということでございます。農地としては非常に厳しい土地で、こんな所に田を作り耕作していたのかと、昔の人の苦勞を感じる土地でありまし

た。

この案件につきましては20年以上の経過もありますし、地元委員としては何ら問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長 地元委員さんからは、承認については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきましてご意見ございませんか。

(なし)

特にご意見もないようですので、農地部会長さん、何かご意見があれば発言をお願いいたします。

農地部会長(多川委員)

地元委員の説明のとおりで何も言うことはございませんのが、現地に行ってみてびっくりしました。田に行く道がなく、石垣を登ったりして現地まで行きました。これはやむを得ないということでございます。以上です。

議長 農地部会長さんからは、特に問題がないとのことですのでお諮りいたします。承認事項2非農地証明願いについてにつきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしとのことですので、承認事項2につきましては、原案を承認することと決定いたします。

これをもちまして、本日の総会に附議された議案、承認事項等はすべて議了いたしました。ほかに何かございませんか。

(なし)

議長 ご意見もないようですので、それでは事務局から連絡事項がございます。事務局。

事務局長 それでは事務局から連絡事項を申し上げます。

お手元に配布させていただいております、農地法第3条許可農地の利用状況調査表につきまして、今年も第3条許可農地の農地利用状況、追跡調査をお願いいたします。耕作状況調査票に基づき、耕作されているか、未耕作の状態かの確認調査を行っていただき、耕作されている場合は、作物名の記入、未耕作の場合は、農地の管理状況、草刈による保全管理や、耕作放棄等の状況を記載していただくと同時に、農地の適正管理に向け、本人の意向確認や、委員さんによる指導状況等を簡単に記載してください。また、圃場整備工事施工承認農地の追跡調査も併せてお願いいたします。圃場整備農地につつま

しても、工事の進捗状況、完成後の耕作状況等の調査をお願いします。調査表につきましては、7月の総会までに提出をお願いいたします。なお、3条取得された農地及び圃場整備された農地については、3年3作を原則としており、正当な理由がない限り、3年以内の農地の転用・転売等は認められておりませんのでご注意ください。

次に、次回の現地調査は、6月1日、木曜日、午前8時30分に市役所を出発いたします。関係される委員さんにはよろしくをお願いいたします。

また、次回の第28回総会は、6月9日、金曜日、午前9時30分から、市役所2階第一会議室での開会を予定しておりますので、よろしくをお願いいたします。事務局からは以上です。

議 長 これをもちまして、第27回総会を閉会いたします。ご苦労様でした。

(閉会 午前10時07分)

議事録署名委員

5 番 委 員

6 番 委 員

会 長